

山口県の暴力団情勢

令和7年(2025年)版

暴力団
追放

プラスワン

三ない運動+1の推進

① 暴力団を「利用しない」

② 暴力団を「恐れない」



③ 暴力団に「金を出さない」

プラス 暴力団と「交際しない」



山口県警察本部 刑事部 組織犯罪対策課

〒753-8504 山口市滝町1番1号

電話 083-933-0110

(公財) 山口県暴力追放運動推進センター

〒753-0072 山口市大手町2番40号

電話 083-923-8930 FAX 083-923-8704

■ 山口県暴力追放運動推進センターのホームページ
<https://www.boutsui-yamaguchi.com/>

山口県 暴追 Q



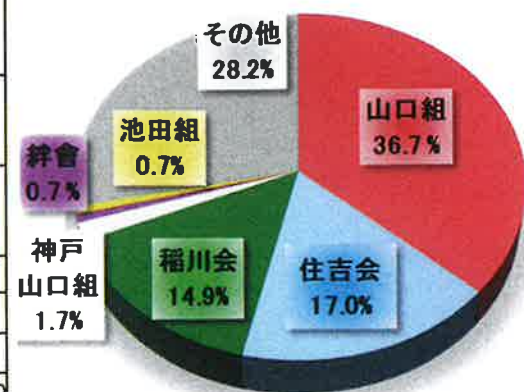
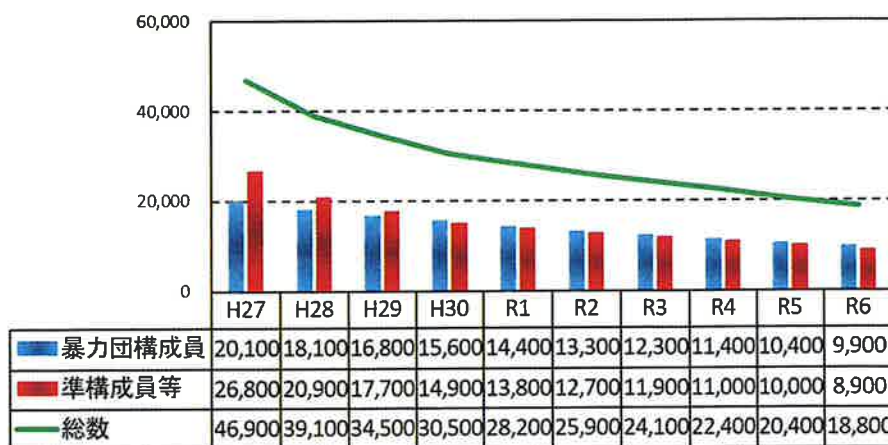
責任者選任届出書
のダウンロードは
こちらから

暴力団の勢力

※ 暴力団勢力の人数、グラフのパーセント値は概数であり、合計が一致しない場合があります。

全国

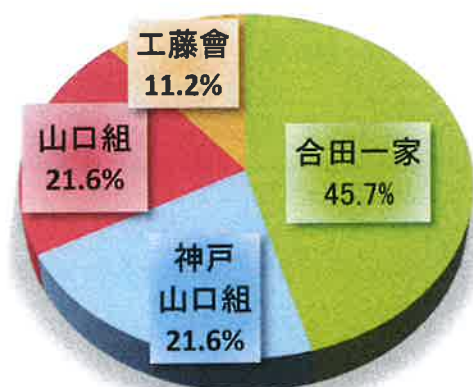
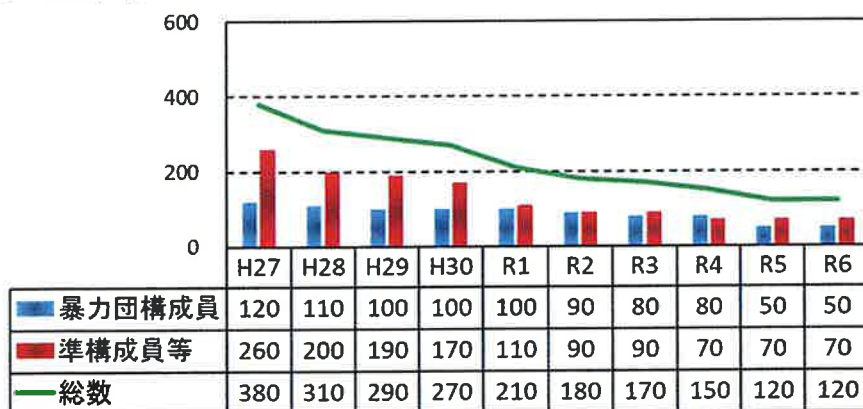
〈令和6年末現在〉



全国の暴力団構成員及び準構成員等（以下「暴力団構成員等」という。）の総数は、令和6年末現在、約1万8,800人で、前年に比べて約1,600人減少しました。

県内

〈令和6年末現在〉

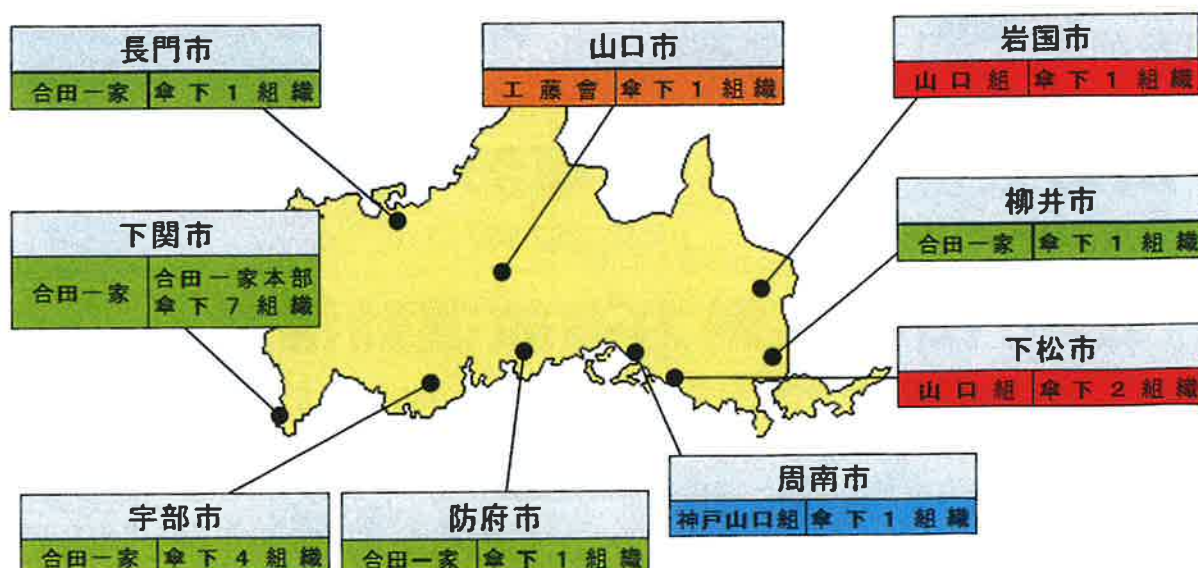


県内では、令和6年末現在、4団体（七代目合田一家、神戸山口組、六代目山口組、五代目工藤会）の20組織を把握しています。

暴力団構成員等の人数については、令和6年末現在、約120人を把握しています。

山口県内の暴力団分布図

〈令和6年末現在〉



暴力団対策

警察の暴力団対策

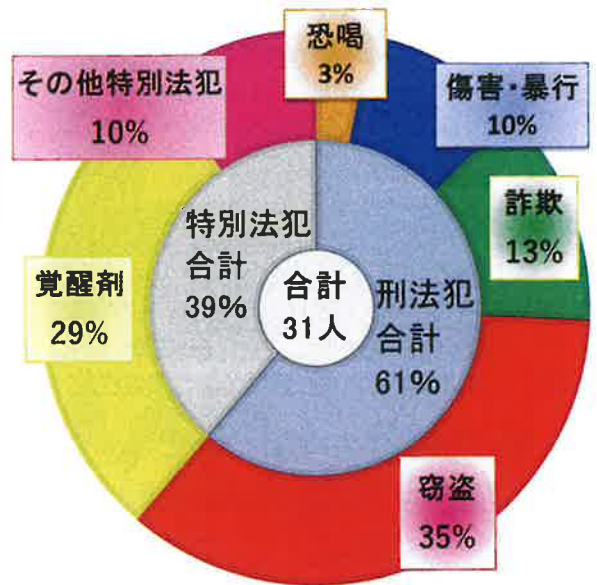
警察では、「暴力団犯罪の取締り」、「暴力団対策法の運用」、「暴力団排除活動の推進」の三本柱による暴力団対策を推進しています。

① 暴力団犯罪の取締り

県警察では、悪質・巧妙化する暴力団に対し、組織の壊滅に向けあらゆる法律を適用して検挙活動を行っており、令和6年中は、31人の暴力団関係者を検挙しました。

検挙事例【商標法違反事件】

七代目合田一家傘下組織幹部は販売譲渡の目的で、偽ブランド品を所持した。(岩国署、柳井署)



【罪種別検挙状況(令和6年中・県内)】

② 暴力団対策法の運用

暴力団対策法では、指定暴力団員によるみかじめ料の要求など27項目の暴力的要求行為を禁止しており、県内では、令和6年中に中止命令1件を発出しました。

中止命令の発出事例

七代目合田一家傘下組織組長らが知人に「ちょっと金が足りんから力を貸してくれんか」「頼むいね」などと告げ、金銭を不当に要求したとして、中止命令を発出した。(柳井署)

③ 暴力団排除活動の推進

県警察では、公益財団法人山口県暴力追放運動推進センターや山口県弁護士会、関係機関、地域や職域における民間団体と一体となって、暴力団を社会から排除する活動を推進しています。

○ 地域・職域における暴力団排除活動

地域や職域では「自主暴排組織」や「連絡協議会」が設立され、様々な暴力団排除活動を推進しています。

○ 暴力団排除活動に対する支援

警察では、暴力団等との関係遮断に取り組む事業者等の要請に応えるため、一定の要件のもとに暴力団情報の提供等の支援を行っています。

○ 企業活動からの暴力団排除～暴力団排除条項の導入～

暴力団等が、その正体を隠して経済取引の形で企業に接近し、取引関係に入った後で不当要求やクレームの形で金品等を要求する手口が見られます。

また、不当要求等を行わなくても暴力団等と何らかのつながりを持つことは暴力団等との密接な交際や暴力団等への利益供与の危険を伴いますので、こうした事態を回避するために、契約書や取引約款に「暴力団排除条項」を盛り込むことが推奨されています。

契約書や取引約款に暴力団排除条項を盛り込むことによって、契約締結後に契約相手が暴力団員等であることが分かった場合や、暴力団排除条項に違背した時には、契約を解除することが可能になるなど関係遮断を容易に行うことができます。



下関市彦島地区における暴力追放パレード (R6)



暴力追放運動推進センターの活動

■ 広報啓発活動

暴力団等による被害の防止に関する知識の普及や暴力団排除気運の高揚に向けた広報啓発活動を行っています。



第32回山口県暴力追放県民大会の開催状況（長門市）

■ 責任者講習の実施

責任者講習では、暴力団からの不当要求による被害を防止するための対応方法について指導したり、資料の提供、助言を行っています。

責任者の選任方法や講習日程については暴追センターのホームページに掲載しています。



電子申請サービス

責任者選任の届出は、オンラインでの届出も可能です！

（メールアドレスなどの利用者登録が必要です）

山口県や山口県警察のホームページから

「やまぐち電子申請サービス」⇒「電子申請サービス」（緑の枠）⇒「責任者の選任の届出」

の順にアクセスすれば申請が可能です。

従来通り、紙に記載しての（不当要求防止責任者選任届出書での）届出もちろん可能です！



■ 暴力相談活動

被害防止や被害回復のためのきめ細やかなアドバイスを行い、必要に応じて、警察や弁護士への紹介も行っています。

暴力団員等に対する対応要領

■ 平素の準備

◇ トップの危機管理

◇ 体制作り

◇ 暴力団排除条項の導入

◇ 警察、暴追センター等との連携

■ 有事（不当要求を受けたとき）の対応

1 来訪者のチェックと確認

受付員は、来訪者の氏名、用件等を確認し、対応責任者に連絡する。



2 相手・用件の確認

対応者は、再度、相手の氏名、用件等を確実に確認する。



3 対応場所の選定

対応場所は、有事の際、応援を求めることができる場所を選定する。相手方事務所には絶対に赴かない。



4 対応の人数

常に相手より多い人数で対応し、役割分担を決めておく。



5 対応時間

最初に対応時間を明確に示し、時間は可能な限り短くする。



6 言動に注意する

相手方は、失言等をとらえて追及してくるので、不用意な言動はしない。



7 書類等は作成しない

相手方から、念書等を要求されても、絶対に応じない。



8 トップには対応させない

最終決定権のある会社のトップ等には対応させない。



9 約束はしない

不当要求に対しては、安易な回答や約束はしない。



10 湯茶の接待はしない

相手方に対しては、湯茶等の接待はしない。



11 対応内容の記録

対応内容は、メモや録音により記録する。



12 機を失せず警察に通報

違法行為に対しては、機を失せず警察に通報する。

